

会 議 録 （概要）

会議の名称	令和８年度第１回四條畷市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和８年６月２６日（木） １４時００分～１５時１０分
場所	四條畷市市民総合センター３階 視聴覚室
議題	（１） 令和７年度地域包括支援センター活動報告書及び収支決算書について （２） 令和８年度地域包括支援センター活動計画書及び収支予算書について （３） 四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正（案）について （４） 四條畷市地域包括支援センター運営方針（案）について （５） 四條畷市地域包括支援センター業務委託について （６） その他 連絡事項
会議の公開・非公開	一部非公開（議題５）
出席者	小寺委員、藤関委員、高橋委員、藤谷委員、柳本委員、塙委員、青山委員、出来田委員、乗松委員
欠席者	大田委員
傍聴者	０名
事務局出席者	健康福祉部高齢福祉課 健康寿命延伸担当課長 西條、 課長代理 有馬、主任 倉本、中友、吉岡
会議資料	資料１ 四條畷市地域包括支援センター運営協議会委員名簿 資料２ 四條畷市地域包括支援センター別統計 資料３ 主な相談内容と対応（実件数） 資料４ 令和７年度四條畷市地域包括支援センター活動報告一覧 資料４参考資料①～③ 四條畷市地域包括支援センター別活動報告書 資料５ 令和８年度四條畷市地域包括支援センター活動計画一覧 資料５参考資料①～③ 四條畷市地域包括支援センター別活動計画書 資料６ 令和７年度四條畷市地域包括支援センター収支決算書一覧 資料６参考資料①～③ 令和７年度地域包括支援センター別収支決算書 資料７ 令和８年度四條畷市地域包括支援センター収支予算書一覧 資料７参考資料①～③ 令和８年度地域包括支援センター別収支予算書 資料８ 地域包括支援センターの職員の配置について 資料９ 四條畷市地域包括支援センター運営方針（案） 資料１０ 四條畷市地域包括支援センター運營業務委託仕様書の概要（案） 参考資料 令和８年度四條畷市地域包括支援センター活動方針

発言者	内容
事務局	会議の公開・非公開及び会議録について 本日の会議の公開・非公開につきましては、令和8年2月26日の令和7年度第2回運営協議会におきまして、以降の会議を原則公開とし、地域包括支援センターの事業者選定に関するものなど、案件によっては、委員のみなさまにお諮りしたうえで、非公開とさせていただくことが決定されております。 本日の会議につきましては、次第にあります議題5につきましては、地域包括支援センターの事業者選定に関するものであり、公にすることにより、今後の事業者選定事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とさせていただきたいと考えております。 また、それに伴いまして、資料10につきましては、会議終了後に委員のみなさまから回収させていただきたいと考えております。 委員のみなさまにおかれましては、四條畷市地域包括支援センター運営協議会規則第4条により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、と規定されておりますので、ご留意の程よろしくお願いいたします。 なお、会議録につきましては、会長に一任のうえ、作成後にホームページ上で公開することが決定しております。本日の会議録は非公開部分を除いて作成し、公開させていただきます。会議録作成のため、録音させていただきますのでよろしくお願いいたします。
会長	いかがでしたでしょうか。 ただ今の説明のとおり本日の会議において、議題5を非公開と決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） ありがとうございます。それでは、議題5を非公開とさせていただきます。
会長	【議題1】令和7年度活動報告書及び収支決算書について それでは次第に基づき進行させていただきます。 議題1の「令和7年度地域包括支援センター活動報告書及び収支決算書について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局	まず、資料 2「四條畷市地域包括支援センター別統計」をご覧ください。 こちらは、包括別の人口や高齢者数、要介護者数、要支援者数と、ケアプラン件数を、上から順に令和 6 年度、令和 7 年度、令和 8 年度の比較データで示しております。右上に記載していますとおり、各年度、人口から要支援者数までは、当該年度 4 月 1 日現在。ケアプラン件数は当該年度の 3 月分となっております。 まず、令和 8 年度の包括別の人口や高齢者数、要介護者数など、グレーで色付けしている箇所につきましてご説明いたします。介護保険システムの標準化への移行に伴い、現在、データの抽出ができないため、市域全体の人口や要介護者数を、昨年度の包括別の人口等、それぞれの項目における包括ごとの割合で按分し、お示ししております。そのため「令和 8 年度」と表記のある欄に【包括別は推計】と記載しております。実数ではありませんので参考にご覧いただきますよう、ご了承ください。 市域全体で見ますと、令和 8 年度、①の人口は令和 7 年度と比べて 300 人ほど減少、②の高齢者数は 90 人の減少ですが、うち 75 歳以上の人口で見ると、167 人の増加がみられます。 ③の要介護者数、④の要支援者数は、いずれも増加がみられています。 ④の隣にあります、要支援・要介護認定率は、令和 8 年度、市域全体で 21.2%となっており、昨年度に比べて 1.1%の増加となっております。 ケアプラン件数の欄ですが、作成件数と記載しているところは包括職員が作成した件数、委託件数の欄は包括から居宅介護支援事業所に委託したものです。 令和 7 年度の欄には、令和 8 年 3 月分の件数を記載しております。この表には記載しておりませんが、委託率で見ると、市域全体では約 8 割。包括別では、にし地域包括支援センターと、なわて地域包括支援センターは、約 9 割。たわら地域包括支援センターは約 4 割と、圏域によって差が見られます。 四條畷市の要支援・要介護認定率は、全国より高く、大阪府より低い状態が続いております。この認定率を右肩上がりにしないよう、重度化防止、介護予防の取り組みが必要であり、包括の重要な役割となっております。 次に、資料 3「主な相談内容と対応の内容（実件数）」をご覧ください。 包括の重要な業務の 1 つである、総合相談につきまして、上から順に、相談件数合計、主な相談内容、主な対応内容について、市域全体の合計と、包括別に、令和 6 年度と令和 7 年度の件数を挙げております。 まず、いちばん上の、相談件数ですが、令和 6 年度と令和 7 年度を市域全体で比べると、実件数は約 2 倍、実人数は約 1.4 倍の増加がみられます。
-----	---

いちばん下にある棒グラフをご覧ください。

左側にあります「主な相談内容」は、「介護保険に関する相談」が最も多くなっており、右側にあります「主な対応内容」は、「情報提供」や「連絡調整」が多くなっております。全体的な相談件数の増加に伴い、それぞれの相談内容の増加も大きくなっております。

「主な相談内容」にあります、「高齢者虐待に関する相談」「認知症に関する相談」につきましては、他と比べて件数は多くありませんが、令和6年度に比べて、虐待の相談が2.9倍、認知症の相談が1.8倍と大きく増加しております。これら是对応により高い専門性が求められるものであり、また1件あたりの対応に時間を要する相談になっております。

「主な対応内容」にあります、「行政機関との連絡調整」が2.0倍、家庭訪問が1.9倍、ケース会議の開催が2.1倍と、継続的に支援が必要なケース、複雑かつ多様化しているケースも増えており、支援に時間を要していることがうかがえます。

次に、資料4「令和7年度地域包括支援センター活動報告一覧」をご覧ください。

資料4は、A3用紙の「資料4参考資料①～③」を根拠として作成しております。

資料4の表に関して、表の左の欄の「事業内容」に対し、真ん中の欄は令和7年度の「活動計画」値、右の欄「活動報告（実績）」となっております。右端の「達成度」は、計画値に対する実績の割合を表したものです。全体として、ほとんど9割以上の達成率であり、ほぼ達成できたと考えております。

特に計画と比べて大幅に増加しているのは、いちばん左の事業区分が「包括的支援事業」にあります「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の「ネットワーク会議回数」。

事業区分「一般介護予防事業」にあります「介護予防普及啓発事業」の「介護予防教室以外の普及啓発活動（出前講座など）」。

同じく「一般介護予防事業」にあります「地域介護予防活動支援事業」の「ボランティア等養成及び活動支援」。

事業区分「任意事業（認知症関連）」にあります「認知症サポーター養成講座（一般）」となっております。

これらにより、地域住民や関係機関との連携がより進んでいることがうかがわれますが、認知症や虐待の相談が増えていることから、これらはさらに進めていくことが重要と考えております。

この活動報告の中で、達成度が低い項目ですが、事業区分「一般介護予防事業」にあります「地域介護予防活動支援事業」があり、その中にさらに「通いの場リハ職支援」がございます。

こちらにつきましては、四條畷市では高齢者の保健事業と介護予防の

	一体的実施事業におきまして、市の作業療法士が出前講座で通いの場に出向き、フレイル予防講座および体力測定を実施しておりますので、市全体としては実施できている状況です。必要に応じて、包括職員とも連携して取り組んでおります。 資料6「令和7年度四條畷市地域包括支援センター収支決算書一覧」をご覧ください。 こちらは、1年間の各包括の収支決算を一覧表にしたものです。包括別の収支決算書につきましては、一覧の次にあります、資料6 参考資料①から③となります。参考として後ほどご覧ください。 左側が収入、右側が支出となっております。 支出の欄の下から2番目にあります、「委託料返還額」につきましては、仕様書に基づく返還額となっており、なわて地域包括支援センターは専門三職種の欠員による減額、たわら地域包括支援センターは専門三職種の欠員による減額および専門三職種に準ずる者の配置に伴う減額となっております。 専門三職種の欠員があった包括の中には、包括受託法人の判断で他の職種の加配を行っていただいた包括もあり、その分収支差額において支出額が大きくなっていると思われます。 また、委託料超過、すなわち収入が支出を上回った場合にも返還の対象になりますが、ここで言う収入額は、介護報酬（第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援事業）に係る収入金額を差し引くこととしております。右のいちばん下、欄外にあります、収支差額（介護報酬を除く）がプラスの場合は返還の対象になりますが、どの包括もマイナスであったため、委託料超過による返還はありませんでした。 以上で、簡単ではございますが、令和7年度の活動報告および収支決算書の報告とさせていただきます。
会長	いかがでしたでしょうか。 今の事務局の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。
委員 A	資料2にて、要介護者数や要支援者数、認定率の数値が出ていますが、そのうち、サービスを利用している数を教えていただけますか。
事務局	（議事録での回答とする旨を伝える。以下、回答。） 認定者のサービス利用率については以下のとおりです（令和8年3月サービス利用分にて算出しています）。 ・ 要支援者 37.13% ・ 要介護者 98.41%

会長	※要介護者について、同月に居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスを重複して利用しているケースにおいては、重複カウントとなるため、利用率が上がる場合があります。 他にご質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、本件につきましては、これをもちまして終わりたいと思います。 【議題2】令和8年度活動計画書及び収支予算書について
会長	続きまして、議題2の「令和8年度地域包括支援センター活動計画書及び収支予算書について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料5「令和7年度四條畷市地域包括支援センター活動計画一覧」をご覧ください。資料5の後ろに参考資料として各包括の活動計画書をお渡ししております。 表に関してですが、左の「事業内容」に対し、(真ん中)令和7年度の活動計画値を踏まえ、(右)今年度の回数を計画しております。 いちばん左にあります、事業区分において「一般介護予防事業」、その中にあります「地域介護予防活動支援事業」についてですが、「通いの場の開催支援」および「ボランティア等養成及び活動支援」の計画値が減少しております。 こちらの内容につきましては、地域包括支援センターに一般介護予防事業とは別に委託しております、生活支援体制整備事業において、第2層生活支援コーディネーターが実施する業務と重複しているところがあります。こちらの報告書には上がっておりませんが、生活支援コーディネーターによる通いの場の立ち上げ支援や、ボランティア養成、ボランティアと個別支援のマッチングなどが盛んに行われております。専門三職種も必要に応じて連携し取り組む体制となっているため、こちらの計画では減少傾向がみられます。 資料7「令和8年度四條畷市地域包括支援センター収支予算書一覧」をご覧ください。 こちらは千円単位での記載になっております。包括別の収支予算書につきましては、一覧の次にあります、資料7参考資料①から③となります。参考として後ほどご覧ください。 現在も欠員が生じている包括が1か所ございます。引き続き、適正な予算執行と欠員補充を求めてまいります。人員に関しましては、令和6年度から現在まで、ほぼ全ての間、いずれかの包括において欠員が発生して

会長	いる状況であります。そのため、この後の議題3において、職員の配置に関する要件の見直しについて、委員のみなさまからご意見をお伺いしたいと思います。 以上で誠に簡単ではございますが、令和8年度の活動計画および収支予算書の報告とさせていただきます。 いかがでしたでしょうか。 今の事務局の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。 ご質問がないようですので、本件につきましては、これをもちまして終わりたいと思います。
会長 事務局	【議題3】 四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正（案）について 続きまして、議題3「四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正（案）について」事務局から説明をお願いいたします。 資料は、資料8「地域包括支援センターの職員の配置に関する要件の見直しについて」になります。お手元にご用意ください。後ほどご説明いたします。 四條畷市地域包括支援センター運営協議会条例 第2条（所掌事務）におきまして、協議会が調査及び審議する項目の一つに「センター職員の人員確保に関する事項」が規定されております。 先ほど包括職員の欠員が生じていることについてご報告させていただいたところですが、地域包括支援センターの人員につきましては、くすのき広域連合解散後の令和6年度からみても、ほとんどの期間において欠員が発生しております。 具体的には、専門三職種の欠員につきまして、令和6年度は主任介護支援専門員が2か所の包括で計16か月。令和7年度は主任介護支援専門員が10か月、保健師等が3か月。今年度は社会福祉士に欠員が出ております。 全体的には主任介護支援専門員の欠員が最も多くなっておりますが、どの職種においても欠員が発生している状況でございます。 包括受託法人からは、包括職員の人員確保について、あらゆる手段を講じているものの、確保は困難を極めており、職員の配置のあり方について、

	柔軟な対応を強く求められております。 資料 8 をご覧ください。厚生労働省からの通知である「地域包括支援センターの設置運営について」から、今回の見直しに係る内容につきまして、一部抜粋してお示ししております。 人員確保が困難である現状、および厚生労働省の通知から、現在「四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」において、包括職員の「常勤、専従」としているところを改正し、「常勤換算方法」による配置を認めていくことについて、本日委員のみなさまのご意見を伺いたいと思います。 なお、条例改正を行う場合は、四條畷市議会に上程し、承認を得る必要がございますので、本日決定とはなりませんことをご了承ください。 資料 8 を読ませていただきます。 (資料 8 読み上げ) 本来、包括職員は地域住民や関係機関との関係構築や密な連携、知識や技術を蓄積し専門性を高めていくことなどを考えると、常勤専従であることが望ましいと考えますが、国の通知においても人材確保の困難さが背景となっております。 包括受託法人において常勤換算方法も含めて人材確保に努めていただき、欠員を速やかに解消いただいたうえで、センター内の職員間の連携や人材育成に努めていただくよう求めていきたいと考えております。 地域包括支援センター業務委託につきましては、現在の受託法人とは令和 8 年度末で契約期限を迎えます。 つきましては、この資料 8 の内容をふまえ、令和 9 年度からの地域包括支援センターの業務委託において、専門三職種の常勤換算方法を認める内容で、条例改正案を市議会に上程したいと思いますが、いかがでしょうか。 議題 3 の説明は以上になります。
会長	今の事務局の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。
委員 A	現時点で欠員が出ているが、それを常勤換算に変えることで、改善される形になるのでしょうか。
事務局	他市の状況をお聞きしたところ、国の改正に基づいて、常勤換算を認めている市も出てきています。実績に関しましては、いくつか聞かせていただいた中では、常勤換算を認めてはいますが、実績は今のところないという回答でした。ただ、今、現在の受託法人との話の中では、常勤職員を確保することが大変難しいという訴えを頂戴している現状でございます。た

	だ、常勤換算で 1.0 は確保していただかないといけないことになりますので、それがどのような条件で確保していただけるかという点は受託法人さんによるところではあるかと思いますが、選択肢を広げるという意味で、模索している中の一つの策です。それで速やかに解消されるというのは、タイミング等によっても変わる可能性もありますので、選択肢を広げるという面で、国の通知に基づいて見直すものであります。
委員 B	包括職員の給料は公務員法で定められているのでしょうか。
事務局	保険者からは委託料として支払っております。委託料は保険者ごとに定めていますが、受託法人の中での給与体系がありますので、法人内での勤続年数や勤務状況によって給料は変わります。こちらから指定するものではなく、あくまで法人の中での体系でお支払いされている状況です。
委員 B	市として、補助をしているのですね。
事務局	委託料として、お支払いさせていただいています。
委員 B	結果的には給料でしょう。他業種でも同じだと思います。
事務局	現状では、包括的支援事業において、一人当たり 550 万円という委託料になっております。それに加えて、実績払いや、別の業務に対する費用はありますが、資料の収支予算書のとおり、その金額をまとめてお支払いしております。
委員 B	医療機関ではベースアップ加算が実施されていますが、実際問題そのような形で市が実施しないと変わらないのではないのでしょうか。そうではないと、加算がその事業者の方には乗せられるけれども、職員には乗せられるかどうかわかりません。根本的な解決にはならないと思います。
事務局	独自の加算をつけて、職員の給料に反映されるようにするというお話ですね。
委員 B	ベースアップ加算料は結局のところ、点数は上がるけれども、それはすべて従業員に回さないといけないというベースになっているわけです。その部分までやらないと、実際問題として難しいのではないのでしょうか。
事務局	介護職員における処遇改善加算の考え方と同様ですね。
委員 A	国の方針ですね。包括は対象ではない。

事務局	この6月から、包括ではなく、指定介護予防支援事業所としての処遇改善加算が始まったところではありますが、包括職員に対する考え方とはやはり違うところもあるかと思いますので、その点で何か工夫できるかは研究させていただきたいと思います。
委員 C	逆に、雇用できないペナルティはあるのでしょうか。
事務局	現在、概算払いとして、委託料をまとめてお支払いしています。欠員に関しましては、1か月の勤務日数の3分の2以上の欠勤につきまして、委託料を1か月分返還いただいております。 出来るだけ欠員にならないよう、そして、減額にならないようにということで、受託法人も速やかな人員確保のため、本当に努力していただいているという状況でございます。ただ、急な退職者が出た場合に、すぐに確保することが難しく、包括では専門三職種がいなければならないという規定もありますので、該当する職種の方が確保できず、ご苦勞もされていると思います。
委員 D	他市が常勤換算をされており、常勤換算数 1.0 ということで、極論ですが、人の集まり方によっては、午前中ばかり手厚かったり、月火水だけ手厚かったり、週の後半は専門職がいなかったりする場面も起こり得るかと思います。そのあたりは、法人に一任されているのでしょうか。
事務局	常勤換算という言葉だけで言うと、1週間分の時間が確保できればいいという考え方になります。他市で、実際、どこまで対応されているかまでは実績がないとのことだったので、お伺いできない状況です。もし、常勤換算を認めるとしても、包括業務に支障が出ないように、連携も密にさせていただくように等、様々な工夫は必要であると感じております。欠員の状態が続くより、複数であっても、そこを工夫しながら対応していただけるということであれば、その方が望ましいのではないかと思います。 どの職種の方々も人員確保の難しさを感じておられると思います。子育てや介護等、色々な状況下で、多様な働き方を求められるところでもありますので、「常勤換算だから」というよりも、包括職員として働きたいと思える方にお越しいただきたいと感じております。
委員 B	定年はあるのでしょうか。
事務局	受託法人によって定められております。
委員 D	常勤換算 1.0 に満たない、先ほどのベテランの社会福祉士が、週 3 回勤

	務の 0.6 として、職員に適している人だからと勤務される場合は、0.4 分のペナルティを受ける。このまま運営をすることはよいのでしょうか。
事務局	今のところ、欠員基準が 3 分の 2 以上の欠勤という形になっております。ただ、常に 0.6 だったらいいのかというと、そうではないと思っております、その点の取り決めについては、定めていかなければならないと思っております。
会長	体制はどうなっているのでしょうか。プロポーザルもやりますよね。プロポーザルの際にも、この話を出さないといけないですよね。
事務局	プロポーザルに関して、この後の議題でお伝えしますが、秋頃を予定しております。ただ、常勤換算を認めるかどうかは条例改正が必要になります。予定では 12 月の条例改正にて、市議会への上程と考えておりますので、プロポーザルの段階では常勤換算を認めるというところまでは出せない状況です。 変わる可能性がありますという形でとどまると考えております。
会長	この会議の中でどこまで認めるか。ここで決めるのでしょうか。
事務局	まず、委員の皆様のご意見を頂戴した上で、この常勤換算方法を認め、市議会に上程してよろしいか、お諮りしたいと思っております。
会長	こちらが認めたら、事務局は議会に向けての作業を行うということでしょうか。
事務局	はい。そうです。
会長	委員の皆様、いかがでしょうか。
委員 E	基本的には、賛成という前提でお話をさせていただきます。ただし、本当は、長期勤続で地域の実情に沿って、色んな相談機能がある方が望ましいという中で、それを基準にしていたら、今度包括さんが受け入れられないとなった場合、大穴が空いて大変であり、非常勤でとりあえず勤務してもらうことは認める方がいいと思います。しかし、出来るだけ常勤が望ましい。例えば常勤者が火曜と水曜にいないければ、包括に電話したのにいませんということで、やはり市民にとっては他の職員に相談しにくいという思いもある。私も生活困窮の窓口として、同じことを感じているので、出来るだけ条件を求めるけれども、非常勤でも違反にはならないという考え方としての条例改正であればいいのかと思います。一応、賛成とする発言

	と捉えていただければと。以上です。
委員 B	思い切ったことをしないといけないとも思います。誰か1人責任者を置いたうえで、パートで持っていくような方法にしなければならないのではないのでしょうか。介護職については現場を見ると、外国の方が勤務している。とても日本人だけでは回せない状況になっているわけでしょう。色々と計算されておられますけども、緩和しないといけないのではないのでしょうか。
会長	ここで、もうちょっと具体的なものを出せということではないですね。
事務局	はい。まず、常勤換算方法を認める方向で進めてよろしいでしょうかというお話になります。
会長	他にご質問等はございませんでしょうか？ それではお諮りいたします。 「地域包括支援センターの職員の配置に関する要件の見直し」につきまして、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） ご異議がないようですので、本件につきましては事務局案のとおりといたします。 【議題4】四條畷市地域包括支援センター運営方針（案）について
会長	続きまして、議題4の「四條畷市地域包括支援センター運営方針（案）について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料9「四條畷市地域包括支援センター運営方針（案）」をご覧ください。 資料8の中でもご紹介しました、厚生労働省からの通知「地域包括支援センターの設置運営について」の中に、市町村は、包括的支援事業の実施の方針、すなわち「センターの運営方針」を示したうえで当該事業の委託を行うこととされております。 それに基づき、令和9年度からの地域包括支援センター業務委託を実施するにあたり、現在の運営方針を見直しましたが、特に変更すべき箇所はございませんでした。 引き続き、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継

会長	続できるよう、公益性、地域性、協働性の視点のもと、包括的支援事業および地域包括ケアの推進にむけた事業を運営方針に記載のとおり、進めてまいりたいと思います。 誠に簡単ではございますが、議題４の説明は以上になります。 いかがでしたでしょうか。 今の事務局の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。 それではお諮りいたします。 「四條畷市地域包括支援センター運営方針（案）」につきましては、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） ご異議がないようですので、本件につきましては事務局案のとおりといたします。
	【議題５】非公開
会長	以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 最後に、事務局から連絡事項についてお願いします。
事務局	連絡事項としまして、令和８年度第２回の運営協議会は、令和８年１０月下旬から１１月上旬に実施したいと考えております。 議題は、地域包括支援センター委託事業者の選定結果について、令和７年度地域包括支援センター自己評価についてご報告させていただく予定です。 日程につきましては、地域包括支援センター運営業務委託における事業者選定の進捗状況を考慮しつつ決定いたしますので、日程が近づきましたら、開催通知にてご連絡いたします。連絡事項は以上です。
会長	ただ今の事務局からの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。
事務局	先週、社会福祉法の改正がありました。その中に高齢者の介護保険制度のことも入っているのですが、そのあたりは、どこがどうなっていくのかというのは要望として入りますよね。 介護保険事業計画に関しまして、国の指針はおそらく夏頃に出てくるものかと思われます。今後、国の方から指針が示され、それに従って介護保険事業計画の目次等を決めていく。おそらくこれからまたそれを落

	とし込まれたような形で、国から何らかの指針があるものと思われます。
会長	具体的には、これから厚労省からですね。
事務局	現時点では、一応改正内容に関する通知がおりてきているのですが、それをどう計画に反映させるかは、これからになるかと思います。
会長	他に何かご質問等ございませんでしょうか。
委員 A	6月の初めに、介護保険最新情報が発信され、ケアマネージャーが訪問宅で殺害されるというような事件があり、包括支援センターも、支援困難対応事例の報告書が大変多くあります。その点で、ハラスメントも含めて、包括支援センターの職員を守るとか、介護保険事業の職員を守るということで、行政の支援困難事例、また、ご自宅の中でも多様な困難を抱えた方々のところへの訪問支援事例があると思います。そのような事由が発生した際に、行政の包括へのバックアップに関しては今後考えていただきたいです。もちろん今までもされていると思いますが、そういう部分も踏まえて、支援していただければと思います。
会長	要望ということですね。 それでは、これをもちまして「令和8年度第1回 四條畷市地域包括支援センター運営協議会」を終了させていただきます。 委員の皆様、議事の進行にご協力いただきありがとうございました。